

議第69号

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年5月18日提出

京 都 市 長 松 井 孝 治

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を改正する条例

京都市執行機関の附属機関の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1 8京都市自転車政策審議会の項を次のように改める。

京都市自転車政策審議会	自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律第8条第1項に規定する事項、自転車の安全な利用の促進に関する事項その他の自転車政策に関する事項について、市長の諮問に応じ、調査し、及び審議するとともに、当該事項について市長に対し、意見を述べること。	20人以内	2	年
山科駅前遊びと学びの拠点複合施設(仮称)整備・運営事業検討委員会	山科駅前遊びと学びの拠点複合施設(仮称)の設計、整備、維持管理及び運営に係る受託者の選定等に関する事項について、市長の諮問に応じ、審議すること。	10人以内	2	年

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

市長の附属機関として山科駅前遊びと学びの拠点複合施設（仮称）整備・運営事業検討委員会を設置する必要があるので提案する。